熊本県測量業者登録簿閲覧規程

(昭和36年12月21日告示第731号)

測量法施行令(昭和24年政令第322号)第28条第2項の規定に基づき、熊本県測量業者登録簿閲覧所における閲覧規程を次のとおり定める。

熊本県測量業者登録簿閲覧規程

第1条　熊本県測量業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)における測量業者登録簿その他の書類(以下「登録簿等」という。)の閲覧は、この規程の定めるところによる。

第2条　登録簿等の閲覧時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

第3条　閲覧所の定期休日は、熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日とする。

第4条　登録簿等の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の伸縮をするものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

第5条　登録簿等の閲覧は、無料とする。

第6条　登録簿を閲覧しようとするときは、閲覧票に閲覧しようとする登録簿等の種類、閲覧しようとする者の住所、職業、氏名及び年令を記入し、係員に提出しなければならない。

第7条　登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出すことができない。

第8条　係員は、次の各号の一に該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1)　この規程又は係員の指示に従わない者

(2)　登録簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3)　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

附　則(平成元年4月28日告示第356号の2)

この規程は、平成元年4月30日から施行する。

附　則(平成4年7月10日告示第486号)

この規程は、平成4年7月19日から施行する。